

医政発 0303 第 6 号
令和 3 年 3 月 3 日

独立行政法人国立病院機構理事長
独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療施設設備整備事業実施要綱の
一部改正について

標記について、令和 2 年 6 月 1 日付医政発 0601 第 9 号厚生労働省医政局長
通知の別紙「新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療施設設備整備事業実
施要綱」により行われているところであるが、今般、その一部を別添「新旧対
照表」のとおり改正し、令和 3 年 1 月 28 日から適用することとしたので通知
する。

新旧対照表

別添

新	旧
別紙 医政発 0601 第 9 号 令和 2 年 6 月 1 日 一部改正 医政発 0303 第 6 号 令和 3 年 3 月 3 日 新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療施設設備整備事業実施要綱 1 ～ 3 (略) 4 対象経費 新型コロナウイルス感染症患者等への医療提供に必要な初度設備 費、<u>医療機器等</u>整備費 5 (略)	別紙 新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療施設設備整備事業実施要綱 1 ～ 3 (略) 4 対象経費 新型コロナウイルス感染症患者等への医療提供に必要な初度設備 費 <u>及び</u> 医療機器整備費 5 (略)

別紙

医政発 0601 第 9 号
令和 2 年 6 月 1 日
一部改正 医政発 0303 第 6 号
令和 3 年 3 月 3 日

新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療施設設備整備事業実施要綱

1 目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症患者等の入院先を確保することが急務となったため、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための簡易陰圧装置等の設備を整備することにより、医療提供体制の構築を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構とする。

3 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者等への医療提供に必要な簡易陰圧装置等の設備整備

4 対象経費

新型コロナウイルス感染症患者等への医療提供に必要な初度設備費、医療機器等整備費

5 事業実施上の留意事項

設備整備については、独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の一般病床（感染症指定医療機関も含む。）での新型コロナウイルス感染症患者等の受入れを推進するための設備整備に限る。